

＼4月28日以降に生まれた新生児へ **10万円**／

曾於市新生児特別定額給付金

のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響のもと、令和2年4月28日以降に生まれた新生児のいる家庭を対象に、経済的支援をするため、市独自で「曾於市新生児特別定額給付金」を支給します。

給付対象児

令和2年4月28日(火)から令和3年4月1日(木)までの間に生まれ、本市の住民基本台帳に記録された新生児

給付対象者

令和2年4月27日(月)から令和3年4月30日(金)までにおいて、引き続き本市の住民基本台帳に記録されている母親

※給付対象者が受給することが困難な場合には下記までご連絡ください。

給付額

給付対象児1人につき10万円

※給付金は対象児1人につき1回限り

申請方法

①令和2年4月28日(火)から令和2年〇月〇日までに生まれた新生児の給付対象者に申請書を送付します。

※申請書は〇〇頃に送付予定です。

※令和2年〇月〇日以降に生まれた新生児に関しては、給付対象者に随時申請書を送付します。

②申請書に必要事項を記入してください。

※本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカード写し等本人確認が出来るもの)及び受取口座確認書類(通帳またはキャッシュカードの写し)を添付してください。

③同封されている返信用封筒で送付してください。

給付金の返還

・偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときや、市長が適当で認めたときには、給付額全て又は一部を返還していただく場合があります。

申請期限

令和3年4月30日(金)※消印有効

※期限を過ぎて申請された場合は支給されません。



【お問い合わせ】

曾於市役所 本庁 企画課 ☎0986-76-8802(平日9:00~17:00)